

ボランティア清掃活動をしてみませんか。

今治市を「日本一美しいまち」にするため、平成26年度から市内各地で活動をしています。あなたもグループを作って、活動しませんか。

団体の資格

市内の清掃活動を主たる活動とする非営利団体（NPO法人などを除く）で、次の条件に適合する団体

- 団体の代表者が市内在住であること
- 団体の構成員の8割以上が、市内在住であること
- 清掃活動が営利を目的としないこと
- 清掃の活動範囲が、市内の道路、河川、海岸、公園その他公共施設であること

補助金額及び補助対象経費

- 補助金額は1団体あたり**1年間で10万円以内**
 - 補助対象経費は「清掃用具購入費」「ボランティア保険料」「必要最小限の飲食費」など
- ※清掃用具については、資源リサイクル課でも貸出を行っておりますので、是非ご利用ください。



生ごみ処理機等購入費補助制度をご利用ください。

皆さんが**燃やせるごみ**として出しているごみの**半分は生ごみ**です。
『生ごみ処理機』を活用して、ごみの減量に取り組みましょう。

●補助条件

- ・市内に住所を有し、現に居住している世帯
- ・市税を滞納していない世帯
- ・市内の販売店で生ごみ処理機などを購入し自ら安全に維持管理できる世帯

●補助金額

- ・購入金額の2分の1（10円未満切り捨て） **上限金額 20,000円**

●補助基数

- ・1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1世帯1基まで
（ただし、購入金額が10,000円未満の製品は年間3基まで）

●申請方法

- ・市内の販売店や今治市資源リサイクル課及びホームページに申請書がありますので、販売店の販売証明を受け、申請書、請求書、通帳をお持ちのうえ手続きをしてください。
- （※購入日から1年以内に申請してください）



いまばりリサイクル通信

令和4年（2022）6月1日発行 No.44

【保存版】



発行 今治市市民環境部市民環境政策局資源リサイクル課
TEL0898-47-5374(直通) FAX0898-48-3942



ごみ分別アプリ
「さんあ〜る」



使用済み天ぷら油の 回収にご協力ください！

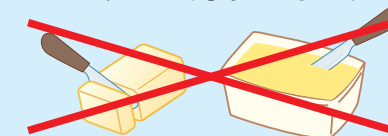


回収できるもの

- ・植物性の油で「液体状」のもの
- ・菜種油（キャノーラ油）
- ・大豆油コーン油
- ・サフラワー油（紅ばな油）
- ・ヒマワリ油 ・ゴマ油 など
- ※賞味期限切れの油も可

回収できないもの

- ・牛脂やラード（豚脂）などの動物性油
- ・個体状のもの
（バターやマーガリンなど）



使用済み天ぷら油の出し方

使用済みのもの

- ①天かすなどの不純物をできるだけ取り除いて出してください。
（天かすなどは燃やせるごみへ）
- ②ペットボトルや油が入っていたボトルに入れてください。
※油はよく冷ましてから行ってください
- ③油が漏れないように、容器のキャップをしっかり閉めてください。

賞味期限切れのもの

ラベルをはがさず、
開封しないで
そのまゝの状態で
お持ちください。



使用済み天ぷら油は、環境にやさしい
バイオディーゼル燃料に生まれ変わります。
資源の有効利用のためぜひご利用ください。



回収場所は、資源リサイクル課 HP をご確認ください。

回収 BOX へお持ちください



今治市役所 市民環境部 市民環境政策局 資源リサイクル課
TEL0898-47-5374

古布類の正しい出し方について

①最近、資源ごみで排出される古布類の中で、汚れた作業着・カーテン・クッション(綿入り)などの資源で出せないものが、全体の収集量の約3割を占めている状況です。

資源ステーションに出した古布類は、リサイクル業者によってさまざまな方法でリサイクルされています。回収された古布類は一枚一枚人の手によって細かく分類され、それぞれに適した形で加工、リサイクルされています。

資源にならない物を出されてもリサイクルできないため、**汚れた古着・カーテン・クッション等は必ず燃やせるごみとして出してください。**

②「くつした」については、綺麗で左右が揃っているものはこれまで資源として出せていましたが、出せなくなりました。

これからは、**燃やせるごみ**として出してください。

なお、ストッキングも資源として出せませんので、ご注意ください。



ペットボトルの出し方についてご確認ください。

- 容器内を軽く水洗いし、つぶさず出してください。
- キャップ(ふた)を外し、ラベルをはがしてください。
- 毎月2回、資源集積所(リサイクルステーション)に用意する専用ネットに入れてください。
※キャップ(ふた)、ラベルは、プラスチック製容器包装へ出してください。

●ペットボトルとは
飲食用、酒用、しょうゆ用などのペットマークが付いているペットボトルが対象です。



※キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」へ

ペットボトルのリサイクルについて



右の写真のように、工作などをして、マジックなどで、塗料が付着したペットボトル、切込みがあるペットボトル、ガムテープ・シールなどが付着したペットボトル、著しく汚れているペットボトルは、**【燃やせるごみ】として出してください。**

※ルールに違反しますと、【違反シール】を貼らせていただき、回収せずに置いて帰ります。正しい分別に、ご協力をお願いいたします。



今治エコステーションをご利用ください

今治エコステーションでは直接持ち込みの資源等を無料で受け入れています。

受け入れ可能なもの

- びん類(無色、茶色、その他)
- 空き缶
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装
- 白色トレイ
- 紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック)
- 古布
- 有害ごみ(電池、蛍光灯、水銀計)
- 危険ごみ(スプレー缶、カセットボンベ、ライター)
- 使用済み天ぷら油
- 小型家電製品
- 使用済みインクカートリッジ

所在地 今治市町谷甲 475-1 (左図のとおり)
受け入れ日時 月曜日から金曜日 午前9時～午後4時まで
土・日曜日・祝日・年始(1月1日～1月3日)は利用できません
注意事項 利用時は係員の指示に従うようお願いします

